

公益財団法人 業務スーパージャパンドリーム財団

2019 年度派遣留学奨学生募集要項

1. 本事業の目的

公益財団法人業務スーパージャパンドリーム財団（以下、「財団」という。）は、様々な日本文化を諸外国に広めていくことを通じ、我が国と諸外国との間の国際相互理解をさらに深めていくことを目的として設立されました。

本事業は、上記目的を果たすために、学問の分野において海外で活躍しようとする若者に、海外での勉学の間や自己啓発の機会を得るための資金を提供することにより、様々な日本の文化を諸外国に広めていく我が国の人材の育成に貢献しようとするものです。

2. 支援の対象となる留学プログラム

2019年4月1日から2020年3月31日までの間に開始される、6ヶ月又は1学期以上の大学間又は部局間協定に基づく語学研修を含まない留学プログラムの渡航期間中を支援いたします。ただし、文系学部の学生においては、協定の内容として以下のいずれかが含まれる留学プログラムに限ります。

- ・在籍大学において単位が認定される旨（後に単位を互換するかは問いません）
- ・留学先大学への授業料を支払う必要がない旨

3. 応募資格

海外の大学へ留学を希望する日本国籍を有する学生で、下記条件を全て満たす者。

- ① 国際交流と相互理解に関心を持っていること。
- ② 2019年4月時点において大学2年生以上の学部生であること。

※大学院に在籍する方はご応募頂けません。

- ③ 2019年4月1日時点で35歳以下であること。
- ④ 学内選考を通過していること又は通過する予定であること。
- ⑤ 留学プログラムに語学研修を含んでおらず、また、語学研修目的の留学ではないこと。
- ⑥ 専門職大学院への留学でないこと。
- ⑦ 名目の如何にかかわらず他の奨学支援団体等から留学に関する奨学金を受給していないこと。ただし、渡航費の補助については除きます。なお、他団体への併願は認めます。

※留学に関する奨学金以外については併給可能とします。

※渡航費とは、往復航空券（エコノミークラスに限る）、燃油サーチャージ、航空保険料、国内空港施設料、海外諸税、海外傷害（旅行）保険、査証及び旅券の取得手続きに要す

る諸費用、健康診断料・予防接種含み、その他当財団が認める費用のことを指します。

- ⑧ 在籍する大学での単位システムに換算して Semester あたり 6 単位以上に相当する時間の学習計画を立てていること。
- ⑨ 帰国後の報告会、留学生ネットワーク等本制度における諸活動に主体的に参画できること。
- ⑩ 以下に掲げる学力基準及び語学力基準に該当すること。

		文系学部	理系学部
学力基準	在籍する大学における成績係数（GPA）が 2.5 以上であること （※係数の算出については、学校独自の基準で結構です。）		
語学力基準	I .留学先大学での主たる使用言語が英語である場合、 次のいずれかに該当すること。		
	TOEFL PBT/ITP	500 以上	435 以上
	TOEFL iBT	70 以上	41 以上
	IELTS	5.5 以上	5.0 以上
	TOEIC	820 以上	650 以上
	II .留学先大学での主たる使用言語が英語以外である場合、 次のいずれかに該当すること。		
	中国語	HSK5 級以上	HSK5 級以上
	ヨーロッパ言語参照 枠（CEFR）	A2 以上	A2 以上
その他の言語	留学先大学で使用する語学能力が上記基準と同等程度と認められ、使用言語に関する専門家（語学担当教授、大学での語学講師等）の証明書を提出することができる者。		

4. 奨学金

- ① 支給額 月額 15 万円
- ② 支給期間 原則 12 ヶ月以内で在籍する大学の留学担当課が認定する期間とします。
- ③ 支給方法 支給は 2 ヶ月に一度とし、偶数月の末日に翌 2 ヶ月間で支給すべき額を日本国内金融機関の留学奨学生の指定する口座に振込みます。

5. 募集人数

約 200 名

6. 募集締切日

2019年2月1日（金）（消印有効）

7. 応募方法

応募者は、在籍する大学（部局・留学担当課等）を通して、下記応募書類を募集期間内に財団宛に郵送にて提出すること。学生個人からの申請は受理できませんので、ご了承下さい。

- ① 申請書 ※所定用紙あり
- ② 誓約書 ※所定用紙あり
- ③ 指導教員推薦書（厳封）※所定用紙あり
- ④ 在籍証明書原本
- ⑤ 学業成績証明書原本
※編入生の方は編入前の成績証明書もあわせて提出して下さい。
- ⑥ 派遣留学計画書中の「留学スケジュール」で記入された「留学先大学で履修予定の科目」にかかるシラバスのコピー（応募時点で入手できるものをご提出下さい）
- ⑦ 現在履修中の授業科目がわかる書類（A4用紙1枚をお願いします。なお、大学の証明印等は不要です）
- ⑧ 語学能力を証明する資料の写し
- ⑨ ボランティア参加経験のある方はその証明書の写し（証明書の発行は任意なので、発行出来なくても問題ございません）

（以下、大学のご担当者様にご準備をお願いいたします。）

- ⑩ チェックシート ※所定用紙あり（大学担当者記入用）

8. 選考及び結果発表

・ 第一次選考（書類審査）

選考結果は2019年3月上旬までに在籍大学宛に通知します。

・ 第二次選考（面接審査）

面接審査は次のいずれか1日に兵庫県にて実施します。

2019年3月24日（日）、3月25日（月）、3月26日（火）、3月27日（水）

結果は2019年4月末を目処に在籍する大学の留学生担当課宛に通知予定。

※財団が指定する面接日にご参加頂けない場合は、選考を辞退したものとみなします。

※面接にかかる交通費の支給は致しません。

※面接審査免除制度を採用致しません。

※選考後に辞退者が出た場合は、面接で不合格となった方に対し、繰り上げで合格とさせて頂く場合がございます。その際は、別途在籍する大学のご担当者様宛てにご連絡させて頂きます。

9. 報告書

支援終了から4ヶ月以内に、学習に関する報告書（様式指定）を在籍する大学へ提出して頂きます。

※成績証明等の関係で提出書類が揃わない場合は、揃い次第速やかにご提出下さい。

※大学ご担当者様は、奨学生からの報告書を取りまとめたうえで、財団に提出して下さい。

※何ら理由なく報告書の提出が無い場合、支給した奨学金の返金を求める場合がございます。

10.各種申請書類

当財団のホームページからダウンロードして利用下さい。

URL : <http://www.kobebussan.or.jp/overseas.html>

11. 留意事項

(1) 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の支給停止又は奨学金の返還を請求することがあります。

- ① 留学期間中に財団に無断で帰国した場合。
- ② 指導教員から修学の継続が不適当とされた場合。
- ③ 学業成績が不良の場合。
- ④ 留学先において休学・転学する場合。
- ⑤ 法律や社会秩序に反する行為を行った場合。
- ⑥ 財団の名誉を傷つける行為を行った場合。
- ⑦ 報告書の提出が無い場合。
- ⑧ 留学期間途中で在籍大学を退学した場合。

(2) 面接を通過した時点で「内定通知書」を在籍する大学の留学生担当課に送付いたします。その後、留学先大学の「受入許可証 (ACCEPTANCE LETTER)」の写しを財団にご提出頂いた時点をもって正式決定とし、財団より「正式決定通知書」を在籍する大学の留学生担当課宛に郵送させて頂きます。

留学開始日までに上記「受入許可証 (ACCEPTANCE LETTER)」の写しをご提出頂けない場合は内定を取り消すこととなりますので、ご注意下さい。

(3) 申請書に記載のない大学への変更については、理由の如何にかかわらず一切認めません。

(4) 留学終了後の成績通知及び語学検定等試験の結果のご提出をお願いする場合があります。

12. その他の事項

- ・申請書類は全て A4 サイズに統一して作成して下さい。
- ・申請書類のホッチキス止め、両面印刷はご遠慮下さい。
- ・締切日を過ぎた場合は、いかなる理由であっても申請書類は受理しません。
- ・ご提出頂きました書類につきましては一切返却しません。
- ・申請書類は記入漏れのないよう作成して下さい。不備がある場合は審査の対象とならない場合があります。

13. 個人情報の取り扱いについて

ご提出頂いた個人情報につきましては、本事業実施のために利用致します。大学・在外公館・行政機関・公益法人等に対し、必要に応じて提供され、その他の目的には利用致しません。

ご不明な点、ご質問などがございましたら、下記事務局までお問い合わせ下さい。

※本件にかかる照会については、大学の事務担当者から問い合わせ願います。

大学事務担当者以外からの照会につきましては回答致しませんのでご留意下さい。

《応募資料送付先及び問い合わせ先》

〒675-1127 兵庫県加古郡稲美町中一色 876 番 1

公益財団法人業務スーパージャパンドリーム財団

TEL: 079-458-3055 FAX: 079-496-6620

E-mail : info@kobebussan.or.jp